

事 務 連 絡  
令和2年4月23日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた取組の推進について（依頼）

各都道府県観光所管部署におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる種々のご対応につきまして、ご理解・ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされており、これまでも在宅勤務（テレワーク）等の強力な推進をお願いしているところです。

こうした中、昨日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、緊急事態宣言の発出から2週間の対応状況を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられました。

提言においては、「8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人の距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのように行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべき」とされ、「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示されました。また、人と人の接触機会の削減に向けたテレワーク等の推進や、出勤が避けられない職場における換気の徹底等の必要性についても言及されているところです。

つきましては、今回の提言や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡等（別添）を踏まえ、貴都道府県登録の旅行者等に対し、提言における「10のポイント」も活用しながら、より一層の接触機会低減に取り組んでいただくよう、提言等の周知及び取組の推進につきまして要請していただきますようよろしくお願い申し上げます。

（別添）

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた取組の推進について（依頼）（令和2年4月23日付け国土交通省大臣官房危機管理官事務連絡）ほか関連資料一式